一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月20日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会 理事長 谷 畑 英 吾

## 令和2年規則第3号

- 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則の一部を改正する規則
- 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則(平成18年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「20,000円」を「15,000円」に、第2号中「40,000円」を「30,000円」に、第3号中「20,000円」を「15,000円」に改める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 改正後の一般財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則(以下「改正後のドック補助金交付規則」という。)第2条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に人間ドック又は脳ドック(以下「ドック」という。)を受検した者に係るドック補助金について適用し、施行日前にドックを受検した者及び施行日に引き続きドックを受検した者に係るドック補助金については、なお従前の例による。